

令和3年8月18日

大田原市体育協会専門部長

大田原市スポーツ少年団代表者 各位

大田原市教育委員会教育部スポーツ振興課

新型コロナウイルス感染症に係る体育施設の対応について

日ごろから本市のスポーツ振興課にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和3年8月17日に緊急事態宣言の発出が決定されたことから、本市の体育施設の利用休止を下記のとおり延長いたしますので、ご協力をお願いいたします。

記

- (1) 利用休止施設 ・ 県北体育館 ・ 大田原体育館及び武道館 ・ 弓道場  
・ 大田原グリーンパーク ・ 黒羽体育館  
・ 美原公園 (テニスコート・陸上競技場・野球場・第2球場・相撲場)  
・ 黒羽運動公園 (テニスコート・多目的運動場・陸上競技場・相撲場)  
・ 各学校跡地運動場 ・ 各学校開放施設  
・ 大田原市屋内温水プール ・ 黒羽中学校屋内温水プール
- (2) 休止延長期間 令和3年9月12日(日)まで  
※期間は予定です。緊急事態宣言や県の警戒レベルの終期に準じます。
- (3) その他 今後の状況により休止期間が延長する場合があります。

以上

大田原市教育委員会教育部  
スポーツ振興課 管理係

TEL 22-8012

FAX 22-8016